二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該道府県の条例により指定された文化財	建造物	二四〇、〇〇〇円
	美術工芸品	一〇、〇〇〇円
	無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財及び記念物	三〇、〇〇〇円

第二条第一項第一号の表第十八号を同表第十五号とし、同表第十九号算式の符号Ｂ中「1,584円」を「1,592円」に改め、同号を同表第十六号とし、同表中第二十号を第十七号とし、第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第十八号とし、第二十四号を第十九号とし、第二十五号を第二十号とし、第二十六号を削り、同表第二十七号一算式中「202,000円」を「158,000円」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十八号を同表第二十二号とし、同表第二十九号一算式中「295,124円」を「280,864円」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表中第三十号を第二十四号とし、第三十一号を削り、第三十二号を第二十五号とし、同表第三十三号中「六〇、九〇〇円」を「六一、二〇〇円」に改め、同号算式中「205,000円」を「178,000円」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表中第三十四号を第二十七号とし、第三十五号を第二十八号とし、第三十六号から第三十八号までを削り、第三十九号を第二十九号とし、第四十号を第三十号とし、同表第四十一号算式の符号Ｂ中「22.9円」を「22.8円」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表第四十二号算式中「7,790,000円」を「8,220,000円」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表中第四十三号を第三十三号とし、第四十四号から第四十八号までを十号ずつ繰り上げ、第四十九号を削り、同表第五十号を次のように改める。

五十　合併市町村に対する補助金、交付金等があること。	次の各号によって算定した額の合算額とする。 一　市町村の合併（市町村の合併に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下「旧法」という。）附則第二条第二項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として合併市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 二　市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「改正前法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として、改正前法第五十九条第一項に規定する構想に基づき合併を行った市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

第二条第一項第一号の表中第五十号を第三十九号とし、第五十一号を削り、第五十二号を次のように改める。

五十二　公債費負担が多額であること。	特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県又は平成二十五年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上かつ平成二十四年度の財政力指数が〇・四六以下である道府県について、次の算式によって算定した額とする。 算式 Ａ×0.5 算式の符号 Ａ　年利率が４％以上の政府資金又は旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第９条第１項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下同じ。）による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

第二条第一項第一号の表第五十二号を同表第四十号とし、同表第五十三号一中「、金融機関に対する預託等の措置に係る経費（金融機関に対する預託等に係るものにあつては、当該預託額について総務大臣の定める基準により算定した額とする。）」を削り、同号を同表第四十一号とし、同表第五十四号算式中「Ｃ」を「Ｃ＋Ｄ＋Ｅ」に改め、同号算式の符号Ｃの次に次のように加える。

Ｄ　平成26年３月31日以降に解散する森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行っていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

Ｅ　平成29年３月31日までに、森林整備法人の解散に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

第二条第一項第一号の表中第五十四号を第四十二号とし、第五十五号を第四十三号とし、第五十六号を第四十四号とし、第五十七号を削り、第五十八号を第四十五号とし、第五十九号から第六十一号までを十三号ずつ繰り上げ、同表第六十二号中「次の各号」を「第一号から第五号まで」に改め、「合算額」の下に「に、第六号によって算定した額を加えた額」を加え、同号一から五までの規定中「借り入れたもの」を「平成二十五年度までに借り入れたもの」に改め、同号に次のように加える。

六　次の算式によって算定した額（当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債（公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十六年度以降に借り入れるものに限る。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成二十五年度の実質公債費比率が十三・七パーセント未満又は平成二十五年度の将来負担比率が二百十・五パーセント未満である道府県にあつては零とする。）

算式

（Ａ－Ｂ×0.1）×Ｃ×0.5

算式の符号

Ａ　第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

Ｂ　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によって算定した当該道府県の標準財政規模の額

Ｃ　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

第二条第一項第一号の表中第六十二号を第四十九号とし、第六十三号を第五十号とし、同表第六十四号一の表第一号中「（ただし、精神病床を有する場合であつて、一般病床等の数が百未満のときは、百から一般病床等の数を控除して得た数を上限として精神病床の数を加える。）」を削り、同表第三号中「一、四九八、〇〇〇円」を「一、六四八、〇〇〇円」に改め、「（第一号中欄のただし書において加えた精神病床の数を除く。）」を削り、「一、一五〇、〇〇〇円」を「一、二六五、〇〇〇円」に改め、同項第一号の表第六十四号二中「一、八一五、〇〇〇円」を「一〇、六三四、〇〇〇円」に改め、同号四の表第一号中「四、三〇三、〇〇〇円」を「三、八七二、〇〇〇円」に改め、同表第二号中「三、四四二、〇〇〇円」を「三、〇九八、〇〇〇円」に改め、同表第三号中「一、二七四、〇〇〇円」を「一、〇四七、〇〇〇円」に改め、同表第四号中「一、八一九、〇〇〇円」を「一、六三七、〇〇〇円」に改め、同項第一号の表第六十四号五中「一、三一九、〇〇〇円」を「一、一八七、〇〇〇円」に改め、同号を同表第五十一号とし、同表中第六十五号を第五十二号とし、第六十六号から第七十一号までを十三号ずつ繰り上げ、同表第七十二号算式中「136,249,000円」を「156,113,000円」に改め、同号を同表第五十九号とし、同表第七十三号を同表第六十号とし、同表に次の三号を加える。

六十一　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。	道府県立中等教育学校（前期課程）又は道府県立併設型中学校の運営に要する経費について、当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額とする。